

## 令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業仕様書

項 目	内 容
事 業 名	令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業
目 的	<p>富士宮市（以下「市」という。）は、妊娠・出産・子育ての各ステージで生じる悩みや不安、やりがいや喜びを当事者同士で分かち合い、支え合う機会を提供すること、地域全体を巻き込んだ温かな支援のネットワークを形成すること及び当事業に係る女性を社会とつなぎ、女性の社会参加や活躍を促進することを目的とする。</p>
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月6日
業務内容	<p>1 定義</p> <p>(1) 居場所事業とは、次の場をそれぞれ提供するものをいう。</p> <p>①乳幼児の母子の遊び場を提供するとともに、妊娠育児相談を併せて行うもの</p> <p>②乳幼児を子育て中の母子が、子連れでも自分のための時間を過ごせる場の提供と就職や復職、資格取得などの相談を併せて行うもの</p> <p>(2) 講座とは、ある分野やテーマに関して受講者がその知識や技術を習得する機会をいう。</p> <p>2 利用対象者</p> <p>市内在住又は市を生活圏とする妊娠・出産・子育て（主に乳幼児期）に係る女性 ただし、相談に関しては女性に限定しない。</p> <p>3 居場所事業及び講座について</p> <p>(1) 本事業の目的に沿い、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 妊娠、出産、子育てといった育児の各ステージにおける悩みや不安を軽減するもの</p> <p>イ 女性の社会活躍のための支援に関するもの</p> <p>ウ 子育て世代とその親世代との交流など世代間のつながりを深めるもの</p> <p>エ 親や子と、地元企業が接点を作るなど地域間のつながりを深めるもの</p> <p>オ 他の子育て支援団体、女性活躍支援団体等との連携を構築するもの</p> <p>カ 妊娠や子育てについて、市民に意識啓発を促すもの</p> <p>(2) 居場所事業は年15回以上、講座は年18回以上実施すること。なお、居場所事業と講座を同時開催することは可能とする。</p> <p>(3) 居場所事業の総利用者人数は300人以上を目標とすること。</p> <p>(4) 居場所事業については、アウトカム指標として、次の項目を目標とすること。</p> <p>① 育児の不安や悩みが軽減した人の割合 73.0%以上</p> <p>② 心身のゆとりが感じられた人の割合 81.0%以上</p> <p>③ 地域の子育て支援先を新しく知ることができた人の割合 72.0%以上</p>

	<p>(5) 講座の定員については、設定する分野やテーマに応じ、適切に設定すること。</p> <p>(6) 居場所事業及び講座に加えてイベント等を実施する場合は、市内全体への波及効果が見込めるものとする。</p> <p>(7) 各事業の参加者にはアンケートを実施すること。</p> <p>4 会場及び利用料等</p> <p>(1) 会場は富士宮市内とし、会場使用料は受託者が支払うこと。なお、交流センター等の市施設を使用する場合は、市と協議の上、利用申請及び減免申請について市が行うものとする。</p> <p>(2) 利用者から参加料金の徴収は行わないこと。ただし、食事代、材料費等の実費が生じる場合は、利用者が直接受託者に支払うものとする。</p> <p>(3) 託児を実施する場合は、受入れ可能人数等について講座等ごとにわかるように企画提案書に記載すること。</p> <p>5 従事者</p> <p>(1) 講座等を開催するときは、実施責任者及び各回の分野やテーマに応じた有資格者又は指導経験者を1回の開催につき各1人以上従事させること。</p> <p>(2) 託児を実施する場合は、託児従事者1人に対して子ども3人を限度とする。ただし、託児の受入れ人数が1人の場合においても託児従事者を最低2人配置すること。</p> <p>6 事業の周知</p> <p>(1) 周知方法を検討し、実施日まで1か月以上の周知期間を設けること。</p> <p>(2) 必要な場合は、市と協議すること。</p> <p>7 申込受付事務</p> <p>(1) 受託者が行うものとする。</p> <p>(2) 講座等1回の開催につき、利用者が定員の6割以上となるよう努めること。</p>
<p>委託料の請求及び支払</p>	<p>1 請求</p> <p>受託者は、次の書類をもって市に請求するものとする。</p> <p>(1) 事業実績報告書</p> <p>(2) 個別事業実施報告書</p> <p>(3) 請求書</p> <p>2 委託料で支払える範囲</p> <p>(1) 従事実績に応じた、講師、運営・託児スタッフへの謝金</p> <p>(2) 事業の運営に必要な費用</p> <p>3 支払</p> <p>委託料は、事業終了後、受託者からの請求に基づき、市が30日以内に支払うものとする。</p>

	<p>原則一括払いであるが、支払方法については相談を受け付ける。</p> <p>4 実施報告 事業の実施状況について、事業終了後、速やかに市に報告すること。</p>
<p>その他</p>	<p>1 目的に沿った事業の成果指標及びその指標に対する目標数値を設定し、測定方法と併せて提案書に記載すること。その際、成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については客観性のあるものとする。</p> <p>2 市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、協議の上処理すること。</p> <p>3 本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、市の許可なく他に使用又は公表してはならない。</p> <p>4 著作権、肖像権等について、個人及び他団体の権利を侵害しないよう留意すること。</p> <p>5 「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 本業務の遂行に当たり、受託者と利用者とのトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。また、対応が困難な状況が発生した場合は、速やかに市に報告し、対応を協議すること。</p> <p>7 本事業により、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。については、受託者は契約締結後速やかに本事業に係る損害保険等に参加しなければならない。</p> <p>8 この仕様書に定めない事項については、市、受託者双方の協議の上、これを決定する。</p>

※問合せ先について、「令和7年度 妊娠出産子育てシェアサポート事業プロポーザル参加募集要項」の「5 質問受付・回答」をご覧ください。